**租税条約の規定による　令和　　年度分個人住民税の免除に関する届出書**

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に

関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

令和　　年　　月　　日

香美町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 町・県民税の免除を受ける者 | 氏名 |  |
| 住所(居所) |  |
| 生年月日 |  | 年齢 |  |
| 国籍 |  | 入国年月日 |  |
| 在留資格 |  | 納税地 |  |
| 在留期間 | 年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日 |
| 入国前の住所 |  |
| 在籍する学校、訓練を受ける事業所等 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除について | 所得税については、日本国と　　　　　　　　　との間の租税条約第　　　条　　　第　　　項により、租税条約に関する届出書を　　　　　　　年　　　月　　　日に税務署に提出して免除を受けています。 |
| 免税となる所得 | 支払者名称（氏名） |  |
| 支払者所在地（住所） |  |
| 契約期間 | 年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日 |
| 所得の種類 |  | 支払金額 |  |
| 支払方法 |  | 支払期日 |  |
| 納税管理人※届出している場合 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| その他参考となるべき事項 |  |

【添付書類】

＊税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し（税務署受付印のあるもの）

＊本人確認書類（個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ）の写し

【注意事項】

　＊この届出書は、毎年提出していただく必要があります。

　＊提出期限（3月15日）までにご提出ください（土曜日、日曜日、祝休日等閉庁日の場合は翌開庁日）。

　＊提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。